

審 査 基 準

平成 6 年 1 0 月 1 日作成

法 令 名 : 道 路 交 通 法 (5 - 9)
根 拠 条 項 : 第 5 6 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 設 備 外 積 載 の 許 可
原 権 者 (委 任 先) : 警 察 署 長 (高 速 自 動 車 国 道 等 に お け る 交 通 警 察 に 関 す る 事 務 を 処 理 す る 警 視 以 上 の 警 察 官 を 含 む 。)
法 令 の 定 め : 道 路 交 通 法 第 5 8 条 (制 限 外 許 可 証 の 交 付 等) 道 路 交 通 法 施 行 令 第 2 4 条 (制 限 外 許 可 の 条 件) 道 路 交 通 法 施 行 規 則 第 8 条 (制 限 外 許 可 証 の 様 式 等)
審 査 基 準 : 別 紙 の と お り
標 準 処 理 期 間 : 5 日 (行 政 庁 の 休 日 は 含 ま ない 。)
申 請 先 : 当 該 車 両 の 出 発 地 を 管 轄 す る 警 察 署 の 交 通 課 窓 口
問 い 合 わ せ 先 : 警 察 署 交 通 課
備 考

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が積載場所の指定により、1、2両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

1 車両の構造に関する基準

当該設備外積載を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない

(1) 当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令(行政手続法第2条第2号に規定する法令をいう。以下各審査基準において同じ。)に違反しないこと

(2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと

2 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に著しく幅員の狭い部分がある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。